

1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	筒	3	定めなし	定めなし	別記	1月1日から12月31日まで	山口県下関市豊北町、豊浦町に漁業根拠地を有する者
2	小型いか釣り（県外船）	4	定めなし*	定めなし	山口県外海	7月1日から翌年3月31日まで	石川県に住所を有し、自県もしくは根拠地県において同種漁業の許可を現に有する者

【別記】

東経130度38分の線以西及び下関市豊北町角島灯台基部から270度の線（以下「A線」という。）以北の山口県外海及びA線以南の山口県外海。ただし第2種共同漁業権設定区域を除く。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・ 整理番号1に係るもの
令和6年3月6日から令和6年4月5日まで（一月）
- ・ 整理番号2に係るもの
令和6年5月1日から令和6年5月31日まで（一月）

3 許可の有効期間

- ・ 整理番号1に係るもの
許可の有効期間の末日は既存同許可の有効期間の末日と同日とする。
- ・ 整理番号2に係るもの
令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

※小型いか釣り漁業の「船舶の総トン数」は、山口県漁業調整規則（令和2年山口県規則第46号）第4条第1項第16号で「総トン数5トン以上30トン未満」と定められている。